

○現在、下記の状況の方は

日本国際教育支援協会にご相談ください

- ◆ 仕事をしているが、収入が不安定で生活が困窮している
- ◆ 仕事をしていないため返済が困難
- ◆ 少額であれば返済できるが、20年以内の期間で返済できない



当協会ではあなたの生活状況や個別事情に応じて、各種の返済期限猶予制度や今後の返済プランをご案内いたします。

①返済期限猶予制度について

下記に該当する場合は、届け出により返済が猶予される可能性があります。まずは、下記までご連絡ください。

- ①災害又は傷病によって返済が困難となったとき
- ②高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき
- ③外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき(通算5年が限度)
- ④生活保護法による生活保護を受けているとき
- ⑤その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難なとき(通算5年が限度)

②分割返済について

原則、一括返済となります。分割返済をご希望の方は下記機関保証センターまでご相談ください。なお、少額での返済をご希望の方は相談に応じますので、併せてご相談ください。

【例】代位弁済額:4,000,000円 毎月返済月額(目安):16,700円

(ケース①)現在はアルバイトだが、正社員登用を目指している。

当初10年間の返済月額:10,000円(120回)、11年目以降:23,400円(最終回のみ15,400円)で返済

(ケース②)現在は低所得で生活が困窮しているが、毎月少しでも返済したい。

当初2年間の返済月額:2,000円、3年目以降:16,700円(最終回のみ10,800円)で返済

【ご注意】

機関保証制度は、連帯保証人・保証人が得られない場合でも奨学金の申込みが出来る制度です。本人が奨学金の返還を延滞した場合は、保証機関(日本国際教育支援協会)が本人に代わって日本学生支援機構に返還しますが、保証機関は本人に代わって返還した額を本人に対して請求します。このように、**代位弁済後も、あなた自身が責任をもって保証機関に返済する必要があります。**

公益財団法人 日本国際教育支援協会 機関保証センター
〒105-0003 東京都港区西新橋1-13-1 DLXビルディング12階
電話番号:03-5454-5204(8:30~18:15、土日祝日・年末年始除く)